

01-030

学校事故の判例分析による教員の法的責任を知る－学校の医療訴訟での民事罰の検討－

岡田 忠雄、山田 玲子

北海道教育大学 教育学部 札幌校 養護教育専攻 医科学看護学分野

01-031

学生と企業と実務家のコデザインによる「子どもの傷害予防法」開発プログラム

大野 美喜子¹、北村 光司¹、西田 佳史¹、
山中 龍宏^{1,2}¹産業技術総合研究所 人工知能研究センター
²緑園こどもクリニック

【背景】

学校事故（学校管理下で児童・生徒が負傷・死亡や疾病を、また事故がもとで後遺障害を残す事故を負ったりすること）では被害者児童・生徒やその両親が原告となり、教員（教諭・養護教諭）や校長を被告とする様々な訴訟がある。そこで、学校事故の訴訟判例から、その法的責任を明らかにし教員の職務として求められている内容を分析することは重要である。

【目的】

学校事故に関する訴訟判例の分析を行い、教員・学校設置者の法的責任と民事罰を含めた法的リスクを検討した。

【対象と方法】

学校事故訴訟判例は61件で、1.教員・学校設置者の法的責任、2.法的リスク等を調べた。

【結果と考察】

1. 教員の責任は、1)民事責任（損害賠償責任）、2)刑事責任（死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収）3)代理監督者責任、学校設置者の責任は、1)使用者責任、2)代理監督者責任、3)安全配慮義務であった。2. 1)最終審は、最高裁判決10件、高等裁判決6件、地方裁判決45件。2)判決は、棄却26件、民事損害賠償18件（52-3,005万円）、刑事罰4件（業務上過失致死罪で執行猶予2件、傷害致死罪で懲役2・3年の2件）、差し戻し4件、不明9件。3)学校種は、小学校13件、中学校19件、高等学校・高等専門学校27件、大学2件。4)死亡事故25件、非死亡事故34件であった。

【結語】

学校事故で訴訟になった場合、民事罰が課せられ得ることに留意が必要である。

【目的】

問題を抱える実務家と、解決手段を開発することが可能な事業者が分断され、必ずしも有用な課題解決法に至らないという問題認識から、ユーザと開発者の共創によるデザイン手法が注目されている。本研究では、学生に対して子どもの傷害予防を教えるプログラムに、多職種連携のコデザイン手法を取り入れる試みを行った。

【方法】

多職種連携によるコデザイン・プログラムとして、子どもの事故という課題側の実態と、事業者などの課題解決側の取り組みを、両側面の専門家・実務家から学ぶことができるプログラム（3日間集中講座）を開発した。具体的には、事故予防の基本的な考え方の解説、具体的な事件事例の解説（弁護士からみる事故、遊具事故、水難事故）、事業者の施設の見学会、事故予防製品の開発事例の紹介、変えられるものを見つけ変えるワークショップからなるプログラムである。関与者は、以下のとおりである。事故予防の専門家として、小児科医師、子どもの事故の記事を取り扱った経験のある新聞記者、弁護士、遊具事故の専門家が参加した。また、企業およびデザインの専門家として、建築分野、生活用品分野、商業施設の事業者および工業デザイナーが参加した。学生は、11名（高校生2名、大学生7名、大学院生2名）が参加した。プログラムの評価はアンケートにより実施した。

【結果】

プログラム参加者（学生）の評価は、「期待どおりだった」（10%）よりも、「期待を大きく上回った」（90%）の方が顕著に多かった。期待を上回った理由では、企業見学、想定以上の学びの機会があった、ワークと発表が学びに繋がったなどが多かった。「あなたの専門や将来に活かすことができる要素」に関する質問では、「社会で生きていく時に、いろんな目標と目線で考えることができるようになった」「実際にお子さんを亡くされたご家族のお話が、今後、看護師として患者さんのご家族の気持ちをくみ取り、寄り添っていく上でとても印象的だった」「子どもの身体寸法のデータベースの存在を知れた」などがあつた。また、新たな傷害予防法を考えるワークショップでは、浴室での溺水防止、ベランダからの転落防止、磁石の誤飲防止などに関するアイデアが出された。

【考察】

開発した多職種連携によるコデザイン・プログラムは、予防に関する基本的な考え方を身につけ、日常生活を予防の観点で考察し、新たな予防法を発想する上で有用であることが確認された。